

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 上野村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業 等)	助成	上野村高齢者住宅改修費助成事業	高齢者が在宅できるように浴室、トイレ等のバリアフリー化工事の経費の一部助成。	全員60歳以上の世帯。 要介護2の高齢者がいる世帯。	改修費の5/6 限度額 50万円					保健福祉課	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp/admin/health/fukushi/koureisva/ivosei.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改修費助成制度等)	助成	上野村重度身体障害者(児) 住宅改修費補助事業	障害者に適するように改修する場合経費の一部(浴室、トイレ、玄関等)。新築、増築及び借家の改修は補助対象外。	1.2級の下肢、体幹機能 障害者又は1級資格障害者。	改修費の5/6 限度額 50万円					保健福祉課	0274-59-2309	http://www.uenomura.jp/admin/health/fukushi/syogaisva/hosyu-hoivo.html	
住宅資金借入金利子の助成	助成	住宅資金借入金利子の助成	住宅資金として借り入れた資金のうち、新築は500万円以内、増改築は300万円以内の利子を全額助成。(助成期間 10年以内)	後継者であること	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/migration/koukeisva/iyutaku-ivosei.html	・「後継者」とは、上野村に定住する意思のある結婚中の45歳以下の方。
住宅取得応援金	助成	住宅取得応援金	住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成(助成期間 5年以内)	住宅取得の都市の前年所得(後継者及びその配偶者の合計)が300万円以下の後継者	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/migration/koukeisva/iyutaku-ouen.html	・「後継者」とは、上野村に定住する意思のある結婚中の45歳以下の方。
耐震診断費	助成	上野村耐震診断者派遣事業	上野村内に存する木造住宅の所有者に対し、村が耐震診断者を派遣する事業。	昭和56年5月31日以前着工された一戸建て	—					振興課	0274-59-2111	http://www.uenomura.jp/admin/life/anshin/mokuzoutaishin.html	